

源泉徴収票と確定申告書

源泉徴収票

※										※種 別										※整 理 番 号										※									
																				11																			
支 払 を 受 け る 者		住 所 又 は 居 所		※区分 葛飾区東金町0-00-0										(受給者番号)																									
														(個人番号)																									
														(役職名)																									
														氏 名 (フリガナ) ススキ ジロウ 鈴木 次郎																									
種 別					支 払 金 額					給与所得控除後の金額					所得控除の額の合計額					源泉徴収税額																			
給料・賞与					円 7,210,000					円 5,289,000					円 2,776,715					円 156,900																			
控除対象配偶者 の有無等			配 偶 者 特 別 控 除 の 額			控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										1親族未満 扶養親族 の数			障害者の数 [本人を除く。]			非居住者 である 親族の数																	
老人			特 定			老 人			その他			1親族未満 扶養親族 の数			特 別			その他			親族の数																		
有 征有			円			人 従人			人 従人			人 従人			人			人			人			人															
○			0			1						1																											
社会保険料等の金額					生命保険料の控除額					地震保険料の控除額					住宅借入金等特別控除の額																								
円 856,715					円 100,000					円 50,000					円																								
(摘要)																																							

[illegible]

【給与所得控除 **必出** **ここだけは必ず解答しよう!!**】

給与所得控除は所得控除ではなく、事業所得の必要経費に相当するもの。

$$\begin{aligned}\text{事業所得} &= \text{売上} - \text{必要経費} \\ \text{給与所得} &= \text{給与総額} - \text{給与所得控除}\end{aligned}$$

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	～ 360	収入金額×30% + 18万円
360	～ 660	収入金額×20% + 54万円
660	～ 1,000	収入金額×10% + 120万円
1,000	～ 1,200	収入金額×5% + 170万円
1,200	～	230万円

$$\text{給与所得控除} = \text{「支払金額」 } 721 \text{ 万円} \times 10\% + 120 \text{ 万円} = 192.1 \text{ 万円}$$

$$\text{給与所得} = 721 \text{ 万円} - 192.1 \text{ 万円} = 528.9 \text{ 万円} \text{ 「給与所得控除後の金額」}$$

【所得税および復興特別所得税】

- (a) 総所得金額 5,289,000 円
- (b) 所得控除の額の合計額 **2,776,715 円 「所得控除の額の合計額」**
- (c) 課税総所得金額 2,512,285 円 → 2,512,000 円 (千円未満切り捨て)
- (d) 所得税額 (速算表から)
 $2,512,000 \text{ 円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円} = 153,700 \text{ 円}$
- (e) 復興特別所得税額 (円未満切捨て)
 $153,700 \text{ 円} \times 2.1\% = 3,227.7 \text{ 円} \rightarrow 3,227 \text{ 円}$
- (f) 所得税および復興特別所得税の額 (100 円未満切捨て)
 $153,700 \text{ 円} + 3,227 \text{ 円} = 156,927 \text{ 円} \rightarrow \text{156,900 円 「源泉徴収税額」}$

〈資料〉所得税の速算表 (一部抜粋)

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下	%	万円
	～ 195	5	—
195	～ 330	10	9.75
330	～ 695	20	42.75
695	～ 900	23	63.6
900	～ 1,800	33	153.6

注) 所得控除全体の集計 2,776,715 円は出題されない (大変だから)。

気になる人は次ページの確定申告書の「所得から差し引かれる金額」を参照。

【源泉徴収票を元に確定申告書に転記したもの】

収入金額等	事業	営業等	㊦	
		農業	㊧	
	不動産		㊨	
	利子		㊩	
	配当		㊪	
	給与		㊫	7,210,000
	雑	公的年金等	㊬	
		その他	㊭	
	出稼 賃金	短期	㊮	
		長期	㊯	
所得金額	一時		㊰	
	事業	営業等	①	
		農業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	5,289,000
	雑		⑦	
	総合譲渡・一時		⑧	
所得から差し引かれる金額	合計		⑨	5,289,000
	雑損控除		⑩	
	医療費控除		⑪	
	社会保険料控除		⑫	856,715
	小規模企業共済等掛金控除		⑬	
	生命保険料控除		⑭	100,000
	地震保険料控除		⑮	50,000
	寄付金控除		⑯	
	寡婦・寡夫控除		⑰	
	勤労学生・障害者控除		⑱	
	配偶者(特別)控除		㉒	380,000
	扶養控除		㉓	1,010,000
	基礎控除		㉔	380,000
	合計		㉕	2,776,715

税金の計算	課税される所得金額		㉖	2,512,000
	上の㉖に対する税額		㉗	153,700
	差引所得税額		㉘	153,700
	再差引所得税額		㉙	153,700
	復興特別所得税額		㉚	3,227
	所得税及び復興特別所得税額		㉛	156,927
	所得税及び復興特別所得税額の源泉徴収税額		㉜	156,900
	所得税及び復興特別所得税額の申告納税額		㉝	0
	所得税及び復興特別所得 税額の第3期分の税額	納める税金	㉞	0
		還付される税金	㉟	0